

中国における強制執行手続の輪郭

史 明 洲*

- I はじめに
- II 3つの制度特徴
- III 執行機関
- IV 手続の遂行
- V 不服申立て
- VI 手続の終了
- VII まとめ

I はじめに

本稿は、中国の強制執行手続を手続の進行段階に沿って時系列にそって概説する。また、本稿には二つの目的がある。第一に、従来、特に実務界からの需要が高いものの、必ずしも解明されていない中国の強制執行法を簡潔に解説することである。これにより、中国に進出する日本企業が現地で債権回収をする場合のほか、訴訟の被告となり、債務者となる場合の参考になると考えられる。第二に、理論的な視点として、中国法が採用する一元的に集約された執行機関の主導のもとで遂行されるモデルを検討することにより、日本法・ドイツ法の採用した債権者主導のモデルを相対化させることである¹⁾。これにより、両モデルの共通点と

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第3号 2016年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士課程

1) なお、ドイツの1931年民事訴訟法草案は、現行中国法と近似性があるモデルを採用したが、最終的に立法化が実現できなかった。当該草案について、Entwurf einer Zivilprozeßordnung: veröffentlicht durch das Reichsjustizministerium, Berlin: Auslieferung bei: Walter de Gruyter, 1931. 日本語訳について、司法省調査課訳編『一九三一年独逸新民事訴訟法草案並に説明書』（司法省調査課、1933年）参照。

相違点が明確になり、日本法・ドイツ法と中国法との比較法的考察が可能となる。さらに、いままで後進的と考えられてきた中国の強制執行法は、実は債権者保護の諸制度が発達しているものとして評価されるべき一面もあり、それらの制度がいかに作用しているか、それを日本法へ導入することが可能なのかを議論するために、前提作業が必要と考えられる。

以下は、日本法・ドイツ法の視点から特異的と思われる3つの特徴を提示してから(Ⅱ)、執行機関(Ⅲ)、手続の遂行(Ⅳ)、不服申立て(Ⅴ)、手続の終了(Ⅵ)を順次紹介し、最後に執筆の意図をまとめてみる(Ⅶ)。

Ⅱ 3つの制度特徴

1 債務名義ごとに行う強制執行：包括執行と個別執行の中間状態

中国法における強制執行は、個々の債務者財産からの債権者の満足を目的とする個別執行ではなく、債務名義ごと到一个の強制執行手続が開始され、執行機関が債務者の全責任財産を対象として、手続を遂行する。

即ち、一人の債権者について、一個の債務名義に基づき、一個の執行手続が開始される²⁾。唯一の執行手続における執行機関が債務者の全責任財産から債権者の満足を図る責務を負う。債権者が強制執行を申し立て執行手続を開始させた後に、別の裁判所に再度強制執行を申し立てる場合に、先行の強制執行手続が係属することを前提として、同一債務名義に基づき債権者が重ねて強制執行を求めることを禁止する「二重執行申立ての禁止の原則」が適用される。これは日本法の判決手続における「二重起訴の禁止」に類似する原則である。「二重執行申立ての禁止の原則」に違反する後行の強制執行開始の申立ては、訴訟要件を欠くものとして却下される(2009年執行解釈³⁾第2条1項)。先行の強制執行開始の申立てを見過ごして、強制執行開始の申立てを受理した裁判所は、管轄権を有するにもかかわらず、自ら職権により後行の強制執行手続を取り消さなければならない

2) また、一人の債権者が同一の債務者に対して、複数個の債務名義を有する場合に、債務名義の個数に応じて、複数個の執行手続が開始される。

3) 司法解釈の略語は、Ⅱ-3に掲載される略語一覧を参照。以下は同じである。

(2009年執行解釈第2条2項前段)。後行の強制執行開始の申立てを間違えて受理した裁判所が差押等の執行処分を行った場合に、差し押えた財産等を先行の強制執行開始の申立てを受理した裁判所に引き渡さなければならない(2009年執行解釈第2条2項後段)。

ところが、複数名の債権者がいると、状況が変わる。中国法における強制執行の目的はあくまで個別債権者の満足であり、すべての倒産債権者の平等な満足を目指す倒産手続とも趣旨が異なる。原則として、債権者は自分の強制執行手続において満足を受けなければならない、ほかの強制執行手続での配当要求は認められない。そのため、優先主義が原則的に採用される。即ち、ある債権者のために開始された強制執行または保全執行の手続において、執行裁判所が債務者の特定の財産を差し押えた場合に、それ以外の債権者のために開始された強制執行または保全執行の手続のために、同財産に対して差押等の執行処分を行ってはいけない(民訴法第103条2項)。日本法の二重開始決定に相当する手続は明文で否定されている。強制執行手続が開始された順序ではなく、差押等の執行処分の順序により、債権者間の優先順位が決まるので、仮に複数の債権者が同一の債務者に対してそれぞれに強制執行手続を申し立てた場合に、複数の強制執行手続が同時に係属するが、差押債権者以外の申立債権者は、差押財産を再度差し押えられないので、差押債権者は他の債権者に優先して配当を受ける(1998年執行規定第88条1項)。ただ、事件の併合に類似する「差押待ち」は認められる。差押債権者に遅れるその他の債権者のために手続が係属する執行機関は、差押待ちの執行処分を行うことができる。先行の差押等の執行処分が解除された場合に、第一順位の差押待ちが差押等の執行処分の効力を生じ、先行の差押債権者の法的地位を承継する(2005年差押規定第28条1項)。ただし、平等主義も限定的に採用される。第一に、共同訴訟等の多数当事者訴訟など、同一の債務名義に複数名の債権者が存在し、かつ複数の債権者が債務者に対して強制執行手続を申し立てる場合に、債務者の全責任財産をもってすべての債務を弁済できないとき、各強制執行手続の執行機関が行う執行処分の順序にかかわらず、各債権者は債権額に応じて按分で配当を受ける(1998年執行規定第88条3項)。同一の債務名義に存在する複数の債権者を平等に保護するという政策的考慮である。第二に、債務者が自然人

または法人格なき社団の場合に限って、現行法は配当要求の特例を設けている。ただ、債務名義を有しない債権者は配当要求から排除され、配当要求のできる債権者は債務名義の正本を有する債権者である（2015年民訴法解釈第508条）。中国法は、倒産法の適用対象を「企業法人」に限定したので（企業破産法2条1項）、自然人または法人格なき社団の事実上の倒産処理は強制執行手続の配当要求により処理されている⁴⁾。

上記のとおり、中国法の強制執行制度は、個々の債務者財産からの債権者の満足を目的とする個別執行とも、すべての倒産債権者の平等な満足を目指す倒産手続とも趣旨が異なり、包括執行と個別執行の中間状態を採用している⁵⁾。

2 債務名義の全額回収に対する執行機関の責務

判決手続による権利の観念的確認と強制執行手続による権利の具体的実現は、一つのセットであって切り離すことができない。国家が原則的に私人の自力救済を禁じる以上、私法上の権利を国家権力によって強制的に実現させる公的手続を設営し、かつその実効性を保障しなければならない。判決手続と強制執行手続とは手続段階が分けられるが、中国法は、それを一つの観念的に連続した公的サービス（司法サービス）として理解する。即ち、判決手続の実効性が強制執行手続の実効性と無関係ではなく、判決手続により確定された給付請求権が、判決手続に続く強制執行手続によって完全に実現されなければならない。いずれの段階に実効性の欠落があっても、司法という公的サービス全体の実効性が欠如する。

強制執行手続が、判決手続により観念的に確認された権利を国家権力により強

4) 劉保玉「参与分配制度研究」江必新ほか編『強制執行法の起草与論証（三）』（中国法制出版社、2014年）449頁以下。

5) なお、債務者の個別財産を換価し、かつ純粋な優先主義を採用することを「究極の個別執行」とし、債務者の全責任財産を換価し、かつ純粋な平等主義を採用することを「究極の包括執行」とすることができる。即ち、個別執行と包括執行は、「個別財産か全責任財産か」という換価対象の側面と「優先主義か平等主義か」という優先か平等かの側面がある。そこで、中国法は、一つの強制執行手続で債務者の全責任財産を換価するため、「究極の包括執行」に近いと評価できる一方、原則的に優先主義を採用するため、「究極の個別執行」に近いとも評価できる。このような特徴は、本稿が「包括執行と個別執行の中間状態」という。

制的に実現させるための公的サービスとして位置づけられた以上、国家権力の実際の行使機関である裁判所を構成する執行機関は、理念的に債務名義に表示された債権を券面額で債務者から回収する責務を負う。裁判所が自ら下した裁判に表示される給付請求権はもちろん、例えば執行証書や仲裁判断など、裁判所が作成に関与しない債務名義に関しても、国家がそれらの種類の債務名義に執行力を付与し、かつその執行力を実現するために強制執行制度を運営する以上、裁判所の判決・決定と同様な保障が要請されるという⁶⁾。仮に執行機関が債務名義に表示される債権を100%回収できないとすると、自らの責務に対する怠慢として、国民から非難されても無理がない。中国法は、債務名義における給付請求権が完全に実現されない状態を「執行難」と呼ぶ⁷⁾。この概念は明確な法的根拠を持つ法的概念ではないが、学説、実務及び一般国民に広く認知されている。

確かに、「債務名義における給付請求権の完全な実現」を強制執行制度の目標に据えるのは、執行機関にとって酷のように見える。しかし、逆に、このような責任を債権者の自己責任に帰するの、債権者にとって同じく酷である。実効性のある強制執行制度を考察するには、制度設営者の視点と制度利用者の視点の相違を見逃してはいけない。即ち、運営しやすい制度を追及する制度運営者である執行機関に対して、制度利用者である債権者は利用しやすさを求めることになる⁸⁾。特に、債務者財産の所在不明により、強制執行手続が遂行できず、債務名義に表示される債権が実現されない場合に、制度運営者と制度利用者のどちらが結果責任を負うかは、両者の間における危険負担の分配問題である。このような視点に立てば、債権者にすべての責任を押し付けることは不当と思わざるを得ない。国家の責務に対する怠慢である。

6) 楊榮新「強制執行制度的改革与完善」田平安編『民事訴訟程序热点问题研究』(中国檢察出版社、2001年)50頁参照。

7) 「執行難」の状態を惹起する原因は様々である。そのうち、腐敗や不正などの中国固有のものがある一方、主な理由は日本法と同様に、債務者の財産が見つかりにくいことである。

8) 佐藤岩夫ほか編『利用者からみた民事訴訟』(日本評論社、2006年)はしがきは同旨を論じている。即ち、「従来の日本の訴訟制度や司法制度の改善・改革をめぐる議論では、制度の現実の機能や利用者の評価を実証的に明らかにする作業は必ずしも十分とはいえなかった」し、国民にとって利用しやすい民事訴訟と制度設営者からみる素晴らしい民事訴訟は必ずしも一致しない。

強制執行手続における執行機関と債権者の責任分担の分析には、以下の5つのパターンが有用である。具体的に、①「債権者にしか出来ないこと」、②「債権者ならやりやすいこと」、③「執行機関でも債権者でも変わらないこと」、④「執行機関ならやりやすいこと」、⑤「執行機関にしか出来ないこと」である。そのうち、①「債権者にしか出来ないこと」は債権者の処分権主義の範疇に属する事項で、債権者のイニシアチブに委ね、⑤「執行機関にしか出来ないこと」は国家が私人から取り上げる強制的な権利救済の権限で、執行機関の職権によって行われる。この両者について、中国法も日本法も特に相違が見られない。ただ、②「債権者ならやりやすいこと」、③「執行機関でも債権者でも変わらないこと」、④「執行機関ならやりやすいこと」の三種類の事項について、両国の法律は大きく理念が異なっている。日本法は、1877年に成立した母法のドイツ民事訴訟法にルーツを持ち、19世紀末の自由主義経済のイデオロギーに色濃く染められた法律である。そのため、これらの事項がいずれも債権者の力のみで達成できるので、債権者の責務により遂行されるべきだとされる。それに対して、中国法ではまったく逆の政策判断がなされた。つまり、強制執行の遂行が執行機関の責務で、債権者の処分権主義の範疇に属するために執行機関の関与が排除された事項を除いて、原則として執行機関が責任を負うと定めた。

その意味では、中国の強制執行制度は、制度利用者（特に債権者）の視点の制度設計を徹底している。よって、制度利用者の視点からみる強制執行手続の実効性欠如は、中国の強制執行制度にとって最も重要な課題だと位置づけられる。制度利用者の視点の制度設計方針は、中国民事司法の理念から見いだせる。具体的にいうと、中国民事司法の理念が根本的に「国民に奉仕すべし」であり、民事司法の担当者である裁判所は国民に対して公的サービスを提供する公的機関と位置づけられる⁹⁾。強制執行制度の利用者にあたる一般国民からみると、「裁判所が自ら言い渡した判決を強制執行手続により実現させるのは、当然である」という素朴な思考方式がある。その故に、「債務名義における給付請求権の完全な実現」という制度目標が実現不可能だとしても、それが中国の司法政策において、努力目標としての妥当性を有する。債務名義における給付請求権が完全に実現されない限り、強制執行制度に不備があり、常に「執行難」の状態にある。裁判所及び

強制執行の担当部署の執行機関は、「執行難」を解消するために最大限に努力しなければならないと考える。

3 法律と司法解釈の二元的な法源構造

中国は「民事執行法」または「強制執行法」といった名称の単行法がなく、強制執行手続に関する法文は民事訴訟法の中に存在する¹⁰⁾。民事訴訟法の第三編「執行手続」のもとで、第224条から第258条の計35箇条が規定されている。民事訴訟法典にある条文は、その数が極めて少なく、手続の細則を伴わない原則的な規定¹¹⁾が多いため、僅かな条文によって強制執行制度の全体を規律することは到底無理である。また、現行の民事訴訟法は、1991年4月9日に制定されて

9) ただし、なぜ「人民に奉仕すべし」の理念が中国民事司法の理念になったか、それに、一般国民がなぜ裁判所における司法手続を「公的サービス」としているかの理由は、必ずしも法的に解釈できることではない。むしろ、「人民法院」という名前のとおり、中国の裁判所が生まれつき「人民に奉仕すべし」というイデオロギー的な責任を抱えているのであろう。また、この理念は、実務家の証言からも覗かれる。たとえば、雲南省高級人民法院副長官の田成有によると、裁判官の役割として「コンピューターのウイルスソフトの役割は、単にウイルスの感染を防ぐことにあらず、最終的にコンピューターの運行を保障することにある。そういう意味で、裁判所または裁判官も同じであろう。国家が司法制度を設営する目的は、単に法律を適用することにあらず、司法制度の運用を通して事件を解決したうえ、社会にある様々な矛盾を解消し、社会の調和を促進することにある（中略）裁判官の法的活動を通して、権利が尊重され、義務が厳守され、法律規範が実体を伴う社会的効果となってから、法律効果と社会効果の有機的な統一が実現できる」という。即ち、人民に奉仕し、様々な紛争を解決することによって、社会の調和を実現する。田成有『法官的修練』（中国法制出版社、2011年）118頁以下参照。

10) ただし、最高人民法院執行局の主導により、現行の民事訴訟法から強制執行編を独立させる立法の動きがある。強制執行法（草案）起草委員会は2000年に組織され、計6つの草案稿を提案してきた。最新の草案稿は、2011年3月に公表された「強制執行法草案（第六稿）」である。同草案稿は、江必新ほか編・前掲注4）580頁以下に公表されている。ところが、2015年6月1日に第十二回全国人民代表大会常務委員会が公表する「第十二回全国人民代表大会立法計画」（http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-08/03/content_1942908.htm）によると、強制執行法は、「立法の条件が熟せず、さらなる論証が求められる立法項目」に分類されている。なお、「立法の条件が熟しない」という立法機関の評価に関して、最高人民法院執行局副局長・張根大が、執行実施権と執行審査権の関係（本論文の「Ⅲ執行機関、1執行機関の構成」参照）が主な「熟していない」内容だと述べた。今後、下級審裁判所での制度実験を重ねて、5年以内の立法化を目指すようである。「最高法：已完成『強制執行法』建議稿第六稿」（http://finance.ifeng.com/a/20150331/13597343_0.shtml）参照。

から、2007年10月28日と2012年8月31日の二回しか改正されていない。強制執行手続が経済活動の遂行に非常に密接な関係を持つ法分野であり、特に経済成長が早く、経済状況の変貌が激しい中国では、経済情勢に合わせるように強制執行に関する法令を適時に改正することが求められる。こういった背景のもとで、最高人民法院の制定する司法解釈は事実上、強制執行制度の根幹を構築する役割を果たしている¹²⁾。実際に、立法機関の制定する法律が原則的な条文のみを置いて、立法機関による法律の原則的な内容に最高人民法院の制定する司法解釈が細目的な規定を付け加えるといった二元的構造は、中国法において特異な場面ではなく、むしろ中国法全体の特徴を反映している。

1981年に、立法機関の全国人民代表大会常務委員会¹³⁾が「法律解釈活動の強化に関する決議」を決議し、最高人民法院に司法解釈を制定する権限を付与し、これによると、最高人民法院が人民法院の裁判における法律、法令の具体的な適用に関する問題に対して解釈を行うことができるものとされている（同決議第2

-
- 11) 例えば、民事訴訟法第225条は、執行機関の執行行為が強制執行に関する手続規範に違背する場合（瑕疵ある執行）、第三者が不服を申し立てることができると規定しているが、不服申立ての管轄や審査手続または手続停止効の有無などについて一切触れていない。
- 12) 司法解釈という用語は、広義の意味と狭義の意味の区別がある。広義の司法解釈は、狭義の「司法解釈」と「司法文書（中国語は「司法文件」）」の総称である。最高人民法院「司法解釈業務に関する規定」（法發〔2007〕12号、2007年4月1日施行）によれば、最高人民法院が一定の手続を踏んで制定し、最高人民法院審判委員会の決議によって採択され、かつ「最高人民法院公報」及びその他の全国的なメディアで公表したものだけが「司法解釈」にあたる。それに対して、最高人民法院が発布した、前記の手続を踏まない文書は「司法文書」である。ところが、特に早い時期の実務では必ずしもそれを厳格に守っていないので、両者の区分は曖昧な場合がある。さらに、「司法文書」の中にも極めて重要なものがある。本稿との関係では、両者の区別が重要ではないため、特に断りがない限り、広義の意味で使用する。司法解釈制度の詳細について、徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス（1）」北大法学論集62巻4号1010頁以下参照。なお、司法解釈の番号は、一般的に狭義の司法解釈は「法釈」を使用し、司法文書は「法発」を使用する。例えば、「2015年民訴法解釈」は法釈〔2015〕5号で、「2015年受理既済処理意見」は法発〔2014〕26号である。
- 13) 中華人民共和國立法法によれば、全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会が立法権を有する（同法7条1項）。さらに、全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機関その他の事項に関する法律を制定・改正する権限がある（同法7条2項）。全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会の立法事項に属しない事項について法律を制定・改正することができるほか、全国人民代表大会の閉会中においてそれが制定した法律を改正することができる（同法7条3項）。

条)。この授權は、日本法の裁判所規則にかけられた「訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する」(日本憲法 77 条 1 項)というような制限がなく、「法律、法令の具体的な適用に関する問題に対して解釈を行う」という包括的な授權である。司法解釈には以下の特徴がある。第一に、司法解釈は解釈論的なものではない。現存の制度を補完することにとどまらず、現行法の明文と抵触しない限り、最高人民法院が法律の空白を埋める司法解釈を制定することができる。つまり、最高人民法院は、随時、法律の規定にかかわらず新しい司法解釈を出すことができる¹⁴⁾。第二に、司法解釈は受動的なものではない。最高人民法院が必要性あると認める限り、司法解釈を通して自らの権限を調整拡大することができる。第三に、司法解釈は法の安定性を念頭に制定されたものではない。中国の司法解釈は、いわば「試法(試みる法)」の性格が濃い¹⁵⁾。法規範の安定性よりその機能性をより重視し、また機能性の高い法律を作り出すために、同じ個別手続をめぐって「法の実験」を頻繁に行い、新しい司法解釈をもって古い司法解釈を淘汰・更新しているので、新旧規定が交代し、場合によって衝突する場面も少なくはない。したがって、新しい法規範の發布に常に注意を払わなければならない。「新法の優越」の原則が司法解釈でも適用されるというものの、新旧規範の適用範囲があいまいで、新法の適用範囲以外における旧法規範の適用が主張される場合もあり、かかる規定の効力性の選別作業は、極めて困難だと見込まれる。この場合、最高人民法院の新たな解釈がなければ、実務における適用の混乱が長引きかねない。司法解釈の条文数が法律の条文数を遥かに凌駕する法源構造は、安定性を欠き、曖昧性があるが、柔軟性が高いので、制度の構築期にとって、悪いとは限らない。

中国法の司法解釈は呼称に「解釈」が入るが、実際に単行法の形式を備えて、最高人民法院の制定する一つの準法律だという認識が一般的である。例えば、2015 年 2 月 4 日に施行される「最高人民法院『中華人民共和國民事訴訟法』の

14) また、司法解釈による法創造機能に対して、批判的な意見も根強く存在する。徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス (2)」北大法学論集 62 巻 6 号 (2013 年) 1741 頁以下が詳しい。

15) 「法の実験」を含む権力の試行は、中国法の大きな特徴でもある。季衛東『超近代の法』(ミネルヴァ書房、1999 年) 218 頁以下。

適用に関する解釈」(以下「2015年民訴法解釈」という)は552箇条の条文数を有し、現行民事訴訟法の章立てに沿って、詳細な細目規定を置いている。現行民事訴訟法の284箇条と較べて、その条文数はおよそ2倍で、民事訴訟法に並ぶもう一つの民事訴訟法に匹敵するほどの重要法令である。強制執行制度に関わる司法解釈は、主に三種類ある。第一に、民事訴訟法全体を規律する司法解釈の中の強制執行制度に関する部分である。例えば、2015年民訴法解釈が典型である。第二に、強制執行制度全般を規律する司法解釈である。例えば、「1998年執行規定」と「2009年執行解釈」が典型である。第三に、強制執行制度のうちの一部のみを対象とする司法解釈である。例えば、民事訴訟法244条¹⁶⁾を補完し、債務者の各種財産に対する差押えに関する手続を設ける「2005年差押規定」などがある。なお、強制執行手続に関する主な司法解釈と本稿における略称は、以下のとおりである。

①「1998年執行規定」

最高人民法院「人民法院の執行業務に関する若干問題の意見(試行)」(法釈[1998]15号、1998年7月18日施行)

②「2005年差押規定」

最高人民法院「民事執行手続における財産の差押えに関する規定」(法釈[2004]15号、2005年1月1日施行)

③「2005年換価規定」

最高人民法院「民事執行手続における財産の換価に関する規定」(法釈[2004]16号、2005年1月1日施行)

④「2009年執行解釈」

最高人民法院「『中華人民共和國民事訴訟法』執行手続の適用に関する若干問題の解釈」(法釈[2008]13号、2009年1月1日施行)

⑤「2011年執行権配置意見」

16) 民事訴訟法244条「執行債務者が執行通知書の指示に基づき、債務名義で確定された債務を履行しない場合、裁判所は、債務者が履行すべき債務の限度内で執行債務者の財産に対して差押・競売・換価の執行処分を行うことができる。ただし、執行債務者及びその扶養家族の生活に必要な部分はその限りではない。裁判所は、前項の執行処分を行うとき、決定をしなければならない」

最高人民法院「執行権の合理的配置並びに科学的な運用に関する若干の意見」
(法発〔2011〕15号、2011年10月19日発布)

⑥「2011年委託執行規定」

最高人民法院「委託執行に関する若干問題の意見」(法釈〔2011〕11号、2011年5月16日施行)

⑦「2015年受理既済処理意見」

最高人民法院「強制執行事件の受理及び既済処理に関する意見」(法発〔2014〕26号、2015年1月1日施行)

⑧「2015年民訴法解釈」

最高人民法院「『中華人民共和國民事訴訟法』に関する解釈」(法釈〔2015〕5号、2015年2月4日施行)

⑨「2015年執行異議規定」

最高人民法院「執行異議及び執行復議の審理に関する若干の意見」(法釈〔2015〕10号、2015年5月5日施行)

Ⅲ 執行機関

1 執行機関の構成

執行機関の構成は、制度の特徴を反映している。中国法は、執行機関の一元制を採用し、執行裁判所のみを執行機関とする。

執行裁判所が執行機関となることは、現行法が明文を置いていないものの、当然の原則だと考えられている。裁判所組織法第40条1項は、「各下級裁判所は執行員を設置し、民事判決、民事決定、刑事判決または刑事決定における財産的内容¹⁷⁾に関する強制執行を行わせる」とする。ここにいう「執行員」は下級裁判所に設置される裁判所構成員として、強制執行を行う¹⁸⁾。裁判所組織法は最高人民法院及び下級裁判所の組織、裁判官その他の裁判所職員の任免、任命資格、

17) 刑事判決または刑事決定における財産的内容とは、「刑事付帯民事訴訟」の判決・決定である。刑事訴訟法第99条によると、被告人の犯罪行為により、被害者が財産的損失を被った場合に、刑事訴訟において刑事付帯民事訴訟を提起することができる。

裁判事務の取扱等を定める法律であることから考えると、裁判所組織法第40条1項の法文は、「裁判所が執行機関である」という原則に基づいた制度設計だと分かる。学説及び実務の通説は、裁判所の執行機関としての地位に異論を見ない¹⁹⁾。

裁判所組織法の定める「強制執行」は、執行実施権と執行審査権に分かれる。具体的に、執行実施権は、債務者財産の調査、差押え、処分、債権者への財産引き渡し、配当、債務者及び第三者に対する過料または拘留などが含まれ、執行員及び裁判官に権限がある（2011年執行権配置意見第3条）。執行審査権は、執行異議²⁰⁾、執行復議²¹⁾、陳情処理及び執行管轄権の決定等が含まれ、裁判官に権限がある（2011年執行権配置意見第4条）。さらに、執行実施権と執行審査権を含む強制執行手続に関する業務を統括する専門部署として、各裁判所に「執行局」という部局が設置される（民事訴訟法第228条3項）。執行局は、いくつかの専門部（普通は3つないし4つ）を統括し、「〇〇法院執行局」の名称を使用する。そのために、中国法の執行局は、日本の裁判所における執行専門部、特に東京地方裁判所民事第21部（東京地方裁判所民事執行センター）に較べて、より大規模である。また、いくつかの専門部を統括した執行局の長は、司法行政上、ほかの専門部より格上で、所属裁判所の副所長級ポストだと見られる。

執行局の内部構造を見てみると、執行実施部、執行裁決部、陳情処理業務または総合管理業務を統括する専門部などの三つの部を置くパターンが主流である。

18) 「執行員」という概念に関する統一的な理解は存在しないが、広義の理解と狭義の理解に分けることが相当である。即ち、広義の執行員は、債務者財産の調査、差押え、処分、債権者への財産引渡し、配当、債務者及び第三者に対する過料または拘留などの執行実施権を行使する主体の総称である。裁判官身分の者と執行員身分の者を含む。裁判所組織法の規定は、広義の執行員概念を使用したと考えられる。狭義の執行員は、前記のうちの執行員身分の者である。なお、裁判官の任命は、大卒以上・司法試験合格を求めるが、執行員の任命は、いずれも求められない。

19) 学説について、肖建国編『民事執行法』（中国人民大学出版社、2014年）参照、実務について、江必新編『強制執行法理論と実務』（中国法制出版社、2014年）85頁参照。

20) 執行異議は、執行処分等を行った執行機関が属する裁判所に設置する執行審査機関に対して、不服申立権者が行う不服申立てである。詳細は、「V不服申立て」参照。

21) 執行復議は、執行処分等を行った執行機関が属する裁判所の直近の上級裁判所に設置する執行審査機関に対して、不服申立権者が行う不服申立てである。再度の執行異議に相当する。詳細は、「V不服申立て」参照。

執行実施部は執行実施権を、執行裁決部は執行審査権をそれぞれ独占的に行使する。陳情処理業務は特別な不服申立手続として当事者の陳情を、総合管理業務は他の裁判所執行局との協力等の管理業務を取り扱う。例えば、寧波市中級人民法院は、執行実施部、執行裁決部、執行監督部を設置し、執行監督部が陳情処理業務及び総合管理業務を処理する²²⁾。重慶市第一中級人民法院は、執行実施部、執行裁決部、執行管理部を設置し、執行管理部が陳情処理業務及び総合管理業務を処理する²³⁾。また、陳情処理業務と総合管理業務を二つの部に分けて、四つの部を採用する裁判所もある。例えば、石家莊市中級人民法院は、執行実施部、執行裁決部、陳情処理部と総合管理部を設置する²⁴⁾。

また、最高人民法院が最高人民法院執行局を設置し、執行審査権について審級独立の原則を維持しながら、強制執行手続に関する通常の不服申立ての最高審級を担うとともに、執行実施権について審級独立の原則を排し、下級裁判所の執行実施権の実施を監督して、当事者の特別な不服申立てまたは職権により下級裁判所執行局に是正命令を下すほか、強制執行業務に関する司法行政権を行使する²⁵⁾。高級人民法院は、最高人民法院の監督・指導のもとで、管轄区域内における強制執行業務の企画・統括、強制執行案件の監督・調整、人員配置または業務に関する装備の調整を担当する（2000年執行業務管理規定第1条）。高級人民法院及び中級人民法院は、管轄区域内における強制執行業務を統括管理する（2011年執行権配置意見第28条—第33条）。

そのほかに、執行機関の構成について、二つの傾向が注目すべきである。第一に、執行実施権について、実務の運用上、執行実施権の実行主体は狭義の執行員から広義の執行員である執行業務担当裁判官（執行裁判官）へ徐々にシフトすることである。2011年の時点で、中国全土において、約4万人の裁判所構成員が強制執行業務に携わるが、身分の内訳を見てみると、そのうちの2000人が執行員で、残りの3万8000人が裁判官である。執行実施権の行使は事務的な業務で、

22) 寧波中級人民法院 (<http://www.nbcourt.gov.cn/Content.aspx?Aid=7496>)

23) 重慶市第一中級人民法院 (<http://www.cqzyfy.gov.cn/splc/department.php?action=department>)

24) 石家莊市中級人民法院 (<http://sjzzy.hebeicourt.gov.cn/public/detail.php?id=200>)

25) 肖建国編・前掲注19) 50頁以下参照。

裁判所組織法の明文で定める執行員によって行うことは分業制の視点から望ましいであろうが、裁判所組織法第40条1項は裁判官による執行実施権の行使を排除する規定ではなく、より高度な法的素養を備える法曹資格者の裁判官が執行実施権を行使するのは、公的サービスとしての強制執行制度の質を向上させる方策であり、最高人民法院が推進する方針である²⁶⁾。また、中国の司法試験は比較的に容易に合格でき、法曹資格者の総数が余る中で、強制執行における執行実施権の業務が新卒の法曹資格者にとって魅力的であることも、執行実施権の実行主体の裁判官へのシフトをもたらす一因といえる。第二に、執行審査権に関する業務及び陳情処理業務を執行局の外に出し、執行局を執行実施権並びにその補助的業務の実施機関に純化させる動きである。このような措置は、二つの目的を有している。即ち、まず、執行実施権の行使主体と、執行実施権の適切な行使を監督・審査する執行審査権または陳情処理業務の行使主体とを、人事・組織的に分断し、両者の癒着を予防して、司法の透明性を高めることである。次に、厳格な審級制が求められる執行審査権等の業務を執行局の外部に置くことにより、執行局の内部にヒエラルキー的組織に馴染む執行実施権の部署のみを残し、最高人民法院執行局から末端の基層人民法院までのすべての執行局が、全国一体的な指揮系統として成り立つようにすることである。司法機関の内部における特殊な行政的組織である²⁷⁾。

2 管轄

債務名義ごとに強制執行手続が開始される制度のもとでは、一個の債務名義に基づき強制執行を行う執行機関は一つのみである。債権者は、管轄権を有する執行機関に強制執行開始の申立てを行わなければならない（1998年執行規定第19条1項）。但し、扶養義務に関する債務名義または刑事損害賠償に関する債務名義は、判決裁判所が職権により、管轄権を有する執行機関に事件を移送し、それにより適法な強制執行開始の申立てが行われたと見なされる（1998年執行規定

26) 衛彦明、範向陽『『关于執行権合理配置和科学運行的若干意見』的理解与適用』人民司法2011年23号（2011年）29頁。

27) 肖建国「民事審判権与執行権的分離研究」法制与社会發展2016年2号（2016年）48頁。

第 19 条 2 項)。なお、債権者が管轄権のない執行機関に強制執行開始の申立てを行った場合には、管轄権の存在が執行機関が強制執行事件を受理する要件（1998 年執行規定第 18 条 1 項 6 号）に該当するので、執行機関が当該申立てを却下する（2015 年受理既済処理意見第 20 条）²⁸⁾。

(1) 土地管轄

土地管轄は債務名義の類型に応じて異なる。第一に、判決または上訴が許される決定については、第一審裁判所及び債務者財産の所在地を管轄する裁判所が管轄権を有する。この類型に民事事件の判決、民事的賠償の内容を含む刑事事件の判決・決定が含まれる（民事訴訟法第 224 条 1 項）。第二に、上訴が許されない決定については、裁判を行った裁判所及び債務者財産の所在地を管轄する裁判所が管轄権を有する。この類型に支払督促、担保権の実行を認める決定、または裁判外調停の調書の効力を確認する決定が含まれる（2015 年民訴法解釈第 462 条）。但し、担保権の実行を認める決定の申立ては、担保目的物の所在地の基層裁判所に専属管轄がある。よって、裁判を行った裁判所と債務者財産の所在地を管轄する裁判所は同一である。第三に、裁判外の債務名義については、執行債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所または債務者財産の所在地を管轄する裁判所が管轄権を有する。この類型は主に仲裁判断と執行証書がある（民事訴訟法第 224 条 2 項、1998 年執行規定第 10 条 1 項）。なお、合理的な債権者は、幾つかの管轄権を有する執行機関の中から、債務者の財産がより多く存在しそうな場所を管轄する執行機関を選んで強制執行開始の申立てを行う傾向がある。具体的に、債務者に特に目立った財産（例えば不動産など）がある場合に債務者財産所在地を管轄する裁判所である。ただ、仮に債務者に特に目立った財産がない場合には、裁判を行った第一審裁判所または債務者の普通裁判籍を管轄する裁判所に対する申立てが多いようである²⁹⁾。

28) なお、仮に執行機関が強制執行開始の申立てを受理しない場合でも、執行時効は中断する。執行時効の詳細は、IV-2 参照。

29) 江必新編『民事強制執行操作規程』（人民法院出版社、2010 年）76 頁。

(2) 事物管轄

中国法は、原則として最初に裁判を下した審級の裁判所を執行裁判所とする。第一に、上訴が許される二審制の民事事件の判決（民事訴訟法 164 条）と刑事事件の判決³⁰⁾（刑事訴訟法第 216 条 2 項）の執行は、訴訟の第一審裁判所に事物管轄がある。土地管轄の規定に合わせると、第一審裁判所または第一審裁判所と同種類の債務者財産の所在地を管轄する裁判所は事物管轄を有する（民事訴訟法第 224 条 1 項）。例えば、ある民事事件の第一審が南京市中級人民法院であり、債務者が武漢市に不動産を所有する。この場合に、不動産の所在地である武漢市を管轄する、南京市中級人民法院と同種類の、武漢市中級人民法院は管轄権を有する³¹⁾。第二に、上訴が許されない一審制の支払督促、担保権の実行を認める決定または裁判外調停の調書の効力を確認する決定（民事訴訟法 154 条 2 項）の執行は、裁判を行った裁判所が事物管轄を有する（2015 年民訴法解釈第 462 条）。土地管轄の規定に合わせると、裁判を行った裁判所または裁判を行った裁判所と同種類の債務者財産の所在地を管轄する裁判所は事物管轄を有する。第三に、裁判外の債務名義には「最初に裁判を下した審級の裁判所」が存在しない。この場合に、事物管轄の基準は、当該債務名義にかかる紛争が裁判によって審理される場合の訴額である（1998 年執行規定第 10 条 2 項）。土地管轄の規定に合わせると、民事事件により起訴される場合の第一審裁判所と同種類の、執行債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所または債務者財産の所在地を管轄する裁判所である。

3 管轄区域外の債務者財産に対する強制執行

債務名義ごとに強制執行手続が開始される制度のもとでは、一個の債務名義に基づき強制執行を行う執行機関はただ一つであるが、債務者の財産は、当該執行機関の管轄区域内に存在すると限らない。この場合に、執行機関は、管轄区域外

30) 強制執行との関係で問題となるのは、「刑事付帯民事訴訟」の判決である。「刑事付帯民事訴訟」について、前掲注 17) 参照。

31) 武漢市には、武漢市中級人民法院（通常裁判所）、武漢鉄道運輸中級法院と武漢海事法院の三種類の中級人民法院がある。法文上の「同種類」は、基層法院、中級法院または高級法院などの裁判所の階級だけではなく、裁判所の種類も含む。

の債務者財産（以下は「管轄域外財産」とする）に対しても、強制執行を行わなければならない。

管轄域外財産に対する強制執行の方法は、主に三種類ある。第一に、執行機関が自分の管轄区域を出て、管轄区域外で自ら直接に差押等の執行処分を行う方法である。執行機関は、所属する裁判所の管轄区域と関係なく、中国全土に分布する債務財産を差押え・換価する権限を有する。「異地執行」と呼ばれる（2011年委託執行規定2条2項³²⁾。第二に、執行機関が強制執行の対象財産を管轄する執行機関に対して、財産の調査、差押え、換価及び配当などの執行実施権の行使を事項ごとに、個別的に委託する方法である。「事項委託」と呼ばれる³³⁾。第三に、執行機関が開始された強制執行手続を一括に全部別の執行機関へ移送することである。これにより、執行機関の交代が行われる。理論上、移送を行う執行機関が移送先の執行機関に依頼し、移送先の執行機関が移送を引き受ける法律構成を採っている。「委託執行」と呼ばれる（民事訴訟法第229条³⁴⁾。以下は、ある仮想の事例を念頭に置きながら、三種類の方法の適用場面を考えてみる。

【事例】

原告 X は被告 Y に対して、中国南部の深セン市に位置する深セン市中級人民法院において、損害賠償請求訴訟を提起した。第一審の深セン市中級人民法院は、被告 Y に対して、原告 X に 1000 万人民币を支払うように命じた。被告 Y が控訴し、控訴審の広東省高級人民法院は Y の控訴を棄却し、判決が確定した。X は第一審裁判所である深セン市中級人民法院に強制執行手続の開始を申し立てた。債権者が提供する財産情報及び裁判所が職権探索で収集した情報³⁵⁾によると、債務者 Y は深セン市に不動産を所有するほか、約 100 キロ離れる広州市に不動産を所有し、3000 キロ離れる中国北部の長春市に残高 300 万人民币の預金口座を有することが分かった。さらに、2000 キロ離れる中国北部の北京市に、未上場の株式が存在する。なお、深セン市にある Y 所有の不動産は 300 万人民币の

32) 肖建国編・前掲注 19) 50 頁。

33) 江必新編・前掲注 19) 396 頁。

34) 肖建国編・前掲注 19) 49 頁。

35) 執行機関が行う職権的財産探索は、V-1 参照。

売却額が見込まれる。

解説

本事案において、第一審裁判所のほか、執行対象財産の所在地を管轄する第一審裁判所と同じ種類の裁判所、すなわち債務者Yの資産がある長春市中級人民法院、広州市中級人民法院及び北京市第一中級人民法院³⁶⁾に管轄権がある（民事訴訟法第224条）。いずれかの裁判所が最初にこの事件を受理すると、「二重強制執行開始の申立ての禁止」の原則により、唯一の執行裁判所となるが、債権者Xが深セン市中級人民法院に強制執行開始の申立てを行ったため、深セン市中級人民法院は本件の執行裁判所となる（2009年執行解釈第2条）。ところが、本件のような事案では、深セン市にあるY所有の不動産を競売しても、300万人民元の売却額しか見込まれず、債務名義における給付請求権の1000万人民元の全額回収に届かない。そこで、管轄区域外の債務者財産に対する強制執行が必要となる。

まず、約100キロ離れる広州市にあるY所有の不動産について、広州市は車で2時間以内の近場であり、深セン市と同じ省なので、深セン市中級人民法院執行局の者が実際に広州市に赴き、「異地執行」を行うことになる³⁷⁾。次に、約3000キロも離れる長春市にあるY名義の預金口座については、「異地執行」を行うには地理的に無理があり、深セン市中級人民法院執行局は、当該預金口座の差押・換価の簡易性³⁸⁾を考慮し、執行処分を長春市中級人民法院執行局に「事項委託」することになる。しかし、前記の差し押えた財産を換価段階に進ませても、債務名義における給付請求権（1000万人民元）のうち、600万人民元は回収できるが、全額回収に至らない。そこで、この場合には、深セン市中級人民法院執行局は、「委託執行」により、強制執行手続を北京市第一中級人民法院執行局

36) 2016年6月現在、北京市に4つの中級人民法院（通常裁判所）が設置されている。説明の便宜上、本稿は北京市第一中級人民法院と仮定する。

37) 最高人民法院を頂点とするヒエラルキー構造の中で、各省に設置する高級人民法院は一つの管区を形成している。同じ高級人民法院管区内の「異地執行」は訴訟経済に資すると思われる。

38) 中国法の金銭執行は、執行機関が第三債務者に強制執行協力命令を発し、第三債務者が執行機関の専用指定口座に振り込むことにより、差押・換価手続が遂行される。その後に、執行機関が債権者に同金銭を支給し、配当手続が終わる（民事訴訟法第242条）。

に移送することができる。

委託執行の手続概略は以下のとおりである。第一に、執行機関は、再度債務者財産を探索し、自庁の管轄区域内に債務者財産が確かに存在せず、かつ自庁を所管する高級人民法院（広東省高級人民法院）以外的高级人民法院（北京市高级人民法院）の管轄区域内に債務者財産（未上場の株式）が存在すると確認できた場合に、同級の人民法院（北京市第一中級人民法院）に対して、強制執行事件の委託を行うことができる（2011年委託執行規定第1条1項）。未上場の株式は換価しにくい財産なので、事項委託ではなく、一般的に委託執行が望ましい。第二に、移送先の執行機関（北京市第一中級人民法院執行局）は、移送に関する公文を受領してから7日以内に、移送対象の強制執行手続に関する業務を開始しなければならない、かつ移送を行う執行機関（深セン市中級人民法院執行局）に対して、業務開始に関する公文を送付する（2011年委託執行規定7条）。移送を行う執行機関は、業務開始に関する公文を受領した時点で、執行機関としての資格を失って、移送先の執行機関が新しい執行機関となる（2011年委託執行規定2条1項）。

IV 手続の遂行

1 執行債権者による強制執行開始の申立て

強制執行開始の申立てに際して、中国法は、原則として債務者財産を特定する責任を債権者に課さない。債権者は、既に取得した債務者の財産に関する情報又はその手がかりを執行裁判所に提出しなければならないが、「財産の特定」より相当要件が緩い「財産の手がかり」の程度で十分であり、かつ債権者が「既に取得した」ものに限る（1998年執行規定第28条1項）。債権者に厳格な財産特定責任を課すと、強制執行開始の申立てが事実上制限され、債務名義の実効性が減殺されるためである。また、債権者が執行対象財産の所在地を管轄する裁判所に対して強制執行開始の申立てを行う場合のみ、当該裁判所の管内に執行債務者の財産が存することを疎明しなければならない、「執行対象財産の所在地を管轄する裁判所」以外の管轄権を有する裁判所に強制執行開始の申立てを行うときは、債務者財産を特定する義務は存在しない（2009年執行解釈第1条）。最高人民法院

の準公式マニュアル³⁹⁾によれば、民事執行手続を申し立てる際に必要とされる書類は、強制執行申立書のほか、債務名義の正本、執行債権者の身分証明書類及び執行債権者の委任状（委任の場合に限る）で足りる⁴⁰⁾。

中国法は債権者に債務者財産の特定責任を課していないが、債務者財産の特定の困難は中国でも異ならない。債権者が執行名義を得て強制執行しようとしても、債務者の責任財産を探し出せないかぎり、個々の執行対象財産を特定できず、それに対する執行処分を行う余地がない。現に、債権者に債務者財産を特定する術がなく、かつ債務者財産の特定を強制執行手続の開始要件としないので、執行対象財産の所在が全く不明なまま、強制執行手続が開始されることもまったく珍しくない。

ところが、いったん開始された強制執行手続において、誰の責任で債務者の財産を積極的に探すか、あるいは精力的に財産を探したにもかかわらず、債務者財産の所在が探知できないまま、強制執行手続が実際に停止するとき、最終的に誰が責任を負うかについて、法律又は司法解釈は明確な規定を避けている。この問題について、裁判所の実務見解は、債務者財産に関する情報の取得はあくまで債権者の責任である。最高人民法院の見解によれば、強制執行手続において、債権者は、単に権利を享受するわけではなく、その権利に相応する義務も負担しなければならない。特に、民事訴訟法第64条1項は、当事者に対して、自分の主張について証拠を提出する義務を課している。この証拠提供義務が強制執行手続にも当然に適用され、債権者は債務者に債務履行能力があることを証明しなければならない。即ち、債権者は債務者の責任財産に関する情報を提供し、債務者の債務履行能力の存在を証明しなければならない。債権者が財産情報提供義務の履行を怠り、債務者の責任財産が発見されなければ、債権者自身の権利に支障が生じか

39) 本稿でいう「準公式マニュアル」とは、最高人民法院の裁判官が編集し、最高人民法院が所管する人民法院出版社で出版される実務解説書である。これらの出版物は、司法解釈とは違って、公的拘束力がないが、事実上、司法実務で参照されている。また、最高人民法院の裁判官が人民法院出版社以外の出版社で実務解説書を出版することも多いが、司法実務では裁判官が行う学説上の主張だと思われる。後者の例は、例えば、最高人民法院民事第一部編『民間借貸糾紛裁判思路与裁判規則』（法律出版社、2016年）がある。

40) 江必新編・前掲注29)4頁以下。

ねない。特に、債務者財産の所在が特定しないまま、強制執行手続が開始された場合に、執行機関は債権者に対して債務者の財産情報を提供させる権限があり、債権者が債務者の財産情報の提供を拒否すれば、執行機関は強制執行の不奏功リスクを債権者に告知し、債権者に財産調査を促さなければならない⁴¹⁾。

ただ、債権者の便利を図り、公的サービスとしての強制執行制度を実践する意図から立法された中国法の規定は、債権者の消極的な姿勢を培った。実務では、債務者財産の特定どころか、債務者財産の手がかりすら把握出来ず、事実上、債務名義及び債権者の身分情報のみを記載した強制執行申立書により強制執行手続が申し立てられる事案は極めて多い。債権者には債務者の財産を事前に調査・確保して民事執行に備える意識が乏しく、強制執行開始の申立てに際して、執行裁判官の釈明を受けてようやく債務者財産の特定の必要性を意識する債権者も少数にとどまらない。実際に中国の実務では、債権者による債務者財産の探索が裁判所による職権探索にかなり依存している⁴²⁾。

2 執行機関による受理の審査

中国法は、強制執行開始の申立てに際して、執行文に相当する文書を要求せず、執行力の現存及びその範囲が「受理手続」と呼ばれる申立後の審査手続で審査される。また、執行要件及び一般の訴訟要件も受理手続によって審査する。強制執行の受理手続は、1998年執行規定第18条に依拠する。執行機関は、債権者が提出した申立書及びその他添付資料を受け取った後、直ちに以下の事項を審査しなければならない。

- 一 債務名義の効力が生じていること
- 二 債権者が債務名義に表示された名義人または権利の承継人であること
- 三 債権者が法律が定めた強制執行申立期間内に強制執行の開始を申し立てたこと
- 四 債務名義が給付判決または民事執行に親しむ債務名義であり、かつ債務者及

41) 江必新編・前掲注29) 121頁。

42) 江必新編・前掲注29) 7頁。なお、債務者財産情報の可視化に関する詳細は、別稿をもって詳述する。

び義務の内容が明確であること

五 債務者が債務名義に表示された期間内に義務を履行しなかったこと

六 申立てを受けた裁判所に管轄権があること

七 申立書及びその他書式を添付していること

なお、強制執行開始の申立てが受理要件を満たさない場合に、執行機関は決定により、その申立てを却下する（2015年受理既済処理意見第20条）。

(1) 債務名義の存在

債務名義は、「私法上の請求権の存在と範囲を表示した公的な文書で、法律により執行力が認められたもの」を意味し、日本法と同様である。また、債務名義の種類について、両国の裁判所制度の相違により、多少の食い違いがあるものの、全体的に日本法の規定にほぼ対応している。具体的に言うと、仲裁判断⁴³⁾（民事訴訟法第224条2項、第237条）が日本の民事執行法第22条6号の2に、公正証書（民事訴訟法第224条1項、第238条）が同法第22条5号に、「調解」調書（民事訴訟法第234条）が同法第22条7号にそれぞれ相当する。また、中国法における確定判決・決定（民事訴訟法第224条1項）には刑事付帯民事判決にある民事賠償の部分⁴⁴⁾も含まれるので、日本法における民事の確定判決・決定（日本民事執行法第22条1号・2号・3号・4号・4号の2）のほかに、犯罪被害者の保護のための損害賠償命令（日本民事執行法第22条3の2）にも該当している。ただ、日本民事執行法第22条6号（確定した外国判決の判決）と異なり、外国判決はもちろん、台湾・香港・マカオ地域の判決を含む中国本土以外の裁判所が下した確定判決の債務名義適合性については、現行の中国法は明記していない⁴⁵⁾。

43) 日本法は、仲裁判断に基づき強制執行をするには、裁判所の執行決定を必要とする（日本仲裁法第45条1項但書）。これに対して、中国法に類似する手続が存在しない。仲裁判断は、その他債務名義と同様に、執行機関による受理の審査を受ける（民事訴訟法第237条）。

44) 刑事付帯民事判決について、前掲注17) 参照。

(2) 執行力の現存及びその範囲

① 受理手続により執行力の現存及びその範囲を審査する理由

執行文制度を採用している日本とドイツの通説は、執行文制度の目的について「もし強制執行の要件として債務名義だけで足りるとすると、執行申立てを受けた執行機関は執行力が現存しているかどうか、及びその範囲を調査しなければならないが、執行機関と債務名義の作成機関が分離されているため、執行機関は通常は債務名義の原本を所持しておらず、訴訟記録も有していないので、これによって過重な負担を負うことになる。この場合、この調査と判断を執行機関に委ねることは、その正確な確定ならびに迅速な執行を期する上で適当とは言えない（中略）。執行機関の負担または困難を回避するために、債務名義の原本を保管する機関に債務名義の執行力の現存及びその範囲を調査判断させ、これを公証する執行文の制度が必要とされる」⁴⁶⁾と論じている。論者によれば、執行文の制度の最大の意味は、執行機関と債務名義の作成機関の分離によってもたらされた執行効率の低下を防ぎ、また執行機関を執行に専念させ、その過重負担を克服することにあると考えられる⁴⁷⁾。すなわち、債務名義の作成機関と執行機関との分離を前提として、執行力の現存及びその範囲に関する調査を債務名義の作成機関に委ねることによって、その正確な確定をもたらしとともに、執行機関の負担または困難を回避することである。

これに対して、中国法は歴史沿革上、執行機関と債務名義の作成機関の分離が顕著ではなく、執行機関の受理手続により、執行力の現存及びその範囲を審査する制度を採用している。第一に、2007年に民事訴訟法が改正される前は、確定判決・決定以外を債務名義とする強制執行手続は、執行対象財産の所在地を管轄

45) 最高人民法院「ベラルーシ共和国最高経済裁判所の判決に基づくミンスク自動車生産ライン連合会社の強制執行承認申請の件についての回答」（2003年・民四他字第4号）の趣旨によれば、外国裁判所の判決について、中華人民共和国が加入した国際条約及び当事国との間で締結した条約に基づき、中国の裁判所は、ケースバイケースで承認の判断を行うと考えられる。

46) 松本博之『民事執行保全法』（弘文堂、2011年）91頁。

47) 前注のほか、中野貞一郎、下村正明『民事執行法』（青林書院、2016年）253頁、平野哲郎『実践民事執行法民事保全法』（日本評論社、2011年）83頁、藤田広美『民事執行・保全』（羽鳥書店、2010年）54頁も、同様の趣旨を述べている。

する裁判所も管轄権を有していたが、確定判決・決定を債務名義とする強制執行手続は、訴訟の第一審裁判所しか管轄権を有していなかった。すなわち、裁判所の判決・決定に基づく強制執行に関しては、執行機関と債務名義の作成機関が官庁としての裁判所の異なる部署に属するものの、両者が事務的に分離せず、執行機関は事件の詳細記録を当然に保有していた。第二に、確定判決・決定以外の債務名義については、債務名義の作成機関が裁判所の外にあるが、裁判所が債務名義の作成機関に対して記録等の提出を求める権限⁴⁸⁾があるので、執行文制度を採用する必然性は認められなかった。債務名義の作成機関からの記録等の取り寄せが、「執行機関でも債権者でも変わらないこと」もしくは「執行機関なら容易であること」に該当し、公的サービス理念を実践する中国強制執行制度は、債権者の負担を減らして、裁判所の職務とした。

2007年の法改正の後、裁判所の確定判決・決定を債務名義とする強制執行につき、第一審裁判所のほか、債務者財産の所在地を管轄する裁判所にも管轄権が認められるようになった（民事訴訟法第224条1項）。第一審裁判所の管轄区域の中で債務者資産の存在が見込めない場合に、債権者は、債務者財産の手がかりを探索して、債務者財産の所在地を管轄する裁判所に強制執行開始の申立てを行うことがある。しかし、中国の強制執行手続は一個の債務名義につき、一個の強制執行手続のみが開始される。したがって、たとえ債権者が債務者財産の所在地を管轄する裁判所に強制執行開始の申立てを行った場合でも、執行機関が判決裁判所から訴訟資料等を取り寄せる業務は決して負担過重とは言えないし、複雑な資料送付等により実務の混乱をもたらすわけではない。よって、執行機関の受理手続による執行力の現存及びその範囲の審査は維持されている。

② 強制執行に親しむ請求権の発生と存続

強制執行に親しむ請求権の発生と存続に関する受理手続の審査は、日本法の単純執行文の場合に相当する。執行文付与機関が単純執行文の付与に際して、債務

48) 最高人民法院・司法部『公証人が執行力を付与した公正証書に基づく民事執行に関する共同通知』第8条によると、裁判所は、公正証書を債務名義とする民事執行の申立てを受けた場合、公証人に対して記録等の提供を求めることができる。公証人は、公正証書の作成に関する記録の提供を拒むことができない。

名義としての性質を有する文書が存在すること、その文書が強制執行に親しむ請求権を表示していること、及びその債務名義の執行力が発生し、なお存続していることを審査する。具体的に、第一に、債務名義としての性質を有する文書が存在することである。例えば、判決なら言渡しにより成立し、既に確定または仮執行宣言が付されていることである。第二に、その文書が強制執行に親しむ請求権を表示していることは、「債務名義が給付判決または民事執行に親しむ債務名義であること」(1998年執行規定第18条1項4号前段)に該当する。第三に、その債務名義の執行力が発生し、なお存続していることは、二つの部分に分けて考えなければならない。まず、前段の「債務名義の執行力が発生すること」について、中国法の通説は1998年執行規定第18条1項1項の「債務名義が確定したものであること」に含まれるとするが⁴⁹⁾、後段の「債務名義の執行力がなお存続していること」については、法的根拠が必ずしも明確に示されていないが、実務の運用では、執行機関の受理手続により審査されている⁵⁰⁾。

③ 条件の成就

執行機関の受理手続は、債権者の証明すべき事実の到来を審査する。具体的には、停止条件の成就、期限の到来、先履行の関係にあたる反対給付債務の履行などの事実が含まれる。ただ、現行法に明確な根拠を置いていないので、その利用は実務の運用に委ねるしかない⁵¹⁾。

④ 当事者の承継

執行機関の受理手続は、債権者または債務者の地位の承継の有無を審査する。

49) 童兆洪『民事強制執行新論』(人民法院出版社、2001年)30頁参照。

50) 例えば、江必新編『民事執行新制度理解与適用』(人民法院出版社、2015年)139頁は、「民事執行手続を開始する前に、裁判所は、執行力の現存を審査することが当然である」と示し、その理由について、江必新編・前掲注29)44頁は、「我が国の法律規定によれば、執行裁判所が債務名義を変更したり、縮小解釈または拡大解釈をしたりすることできないが、民事訴訟法、民事訴訟法意見または仲裁法により、債務名義に対して初歩的な実体審査をすることができる」としているが、そこに列挙される条文が決して直接に結論を証明する条文ではない。また、「民事執行手続の開始前」の理解も分かれている。例えば、江必新編・前掲注29)44頁は、「民事執行事件が受理された後、実際の執行手続を起動するうちに、債務名義に対する審査を順次行う」としているが、「民事執行手続の開始」とは、「全体としての民事執行手続の開始」か「実際の執行処分を行う時」かが明確ではない。

51) 江必新編・前掲注29)42頁。

まず、債権者の承継につき、1998年執行規定第18条1項2号は、「執行債権者が債務名義に表示された名義人または権利の承継人であること」と明文の規定を置いたため、執行機関がそれを審査することに問題がない。次に、債務者の承継につき、現行法に明文の規定が存在せず、法解釈の工夫をしなければならない。最高人民法院の公式見解は、1998年執行規定第18条1項4号を法解釈の根拠条文とする。具体的は、「債務者及び義務の内容が明確であること」（1998年執行規定第18条1項4号後段）という文言が、強制執行手続における債務者の明確性を求めている。この「債務者」は「債務名義に表示された者及び義務の承継人」である⁵²⁾。但し、権利の承継であれ、義務の承継であれ、中国法の実務は厳格な手続によって審査されるわけではない。また、明確な法的根拠が存在しない手続であり、実務の裁量権限が大きく、その全容は必ずしも解明されていない。

(3) 訴訟要件に関する審査

① 通常の訴訟要件

適式な強制執行開始の申立て、裁判権の存在、管轄、当事者能力・訴訟能力、訴訟追行権、訴訟代理権、権利保護の利益などの一般の訴訟要件は、執行機関がそれを審査することになっている⁵³⁾。

② 特殊な訴訟要件

執行機関の受理手続では、債権者が法律が定めた強制執行申立期間内に強制執行の開始を申し立てたことも審査される（1998年執行規定第18条1項3号）。現行の中国法は強制執行開始の申立てに「時効」を課している。債権者は、債務名義が履行期を定める場合にその履行期の末日から、または債務名義に履行期の定めがない場合に債務名義の確定した日から2年間以内に、強制執行開始の申立てを行わなければならない⁵⁴⁾。債権者が強制執行開始の申立てを怠ったときは、強制執行申立時効が成立する（民事訴訟法第239条）。民事執行手続申立ての時

52) 江必新編・前掲注29) 17頁以下参照。

53) 江必新編・前掲注29) 16頁以下参照。

54) 2007年の民事訴訟法改正までは、民事執行の申立時効が現行法よりもっと厳しく、両当事者がともに法人等の場合は6ヶ月で、当事者の一方または双方が自然人の場合は1年間であった。

効が成立すれば、申立権を有していた債権者は、その申立権を失うことになる⁵⁵⁾。但し、強制執行申立時効の中断・停止が認められ、訴訟時効の中断・停止に関する規定が準用される（民事訴訟法第239条1項後段）。すなわち、第一に、時効の中断については、訴えの提起、当事者が相手方当事者に義務の履行を求めたこと、または当事者が義務の履行に同意したことが認められる場合には、時効が中断する（民法通則第140条）。当事者が書面で権利を主張し、相手方当事者が当該書面に署名または押印する場合（2008年訴訟時効規定⁵⁶⁾第10条1項1号）、当事者の権利主張が書面の提示・送付または電磁的方法により相手方当事者に到達したことを証明できる場合（同項2号）、当事者が金融機関で、かつ法律または契約により相手方当事者の金融口座から金銭を引き落とした場合（同項3号）、公告の方法により行方不明者に対して権利主張を行った場合（同項4号）は、「当事者が相手方当事者に義務の履行を求めたこと」に該当し、時効が中断する。また、相手方当事者が分割弁済、一部弁済、担保の提供、支払猶予、弁済計画の作成に同意・承諾することは、「当事者が義務の履行に同意したこと」に該当し、時効が中断する（2008年訴訟時効規定第16条）。第二に、時効の停止については、時効の期間の最後の六ヶ月間において、不可抗力またはその他請求権の行使に支障を生じる事由がある場合に、時効が停止する（民法通則第139条）。債権者が不法行為の被害者で、代理人が選任されていないこと（2008年訴訟時効規定第20条1号）、相続手続の開始後に相続人または遺産管理人が確定・

55) ただ、日本法の時効制度を念頭に置き、両国の「時効」に対する理解の差に注意しなければならない。日本において、通説として、消滅時効であれ、取得時効であれ、「時効」に対する理解が「債務の消滅原因」など、実体法的なものに依拠している（例えば、大村敦志『基本民法Ⅰ（第3版）』（有斐閣、2007年）118頁参照）。しかし、中国法の一般的な理解（特に実務）はまったく違う。取得時効に関する制度が設けられていないうえ（黄松有＝最高人民法院物権法研究小組編『中華人民共和国物権法条文理解与適用』（人民法院出版社、2007年）参照）、消滅時効に関する規定でも、「実体法」の視点ではなく、「手続法」の視点から設けられている。その証左として、消滅時効に類似する制度が「中華人民共和民法通則」第七章以下に規定されているものの、「訴訟時効」という手続的な名称が付けられている。つまり、中国では「時効」を手続的な概念と理解することが一般的である。

56) 最高人民法院「民事事件の審理における訴訟時効の適用に関する若干問題の規定」（法釈〔2008〕11号、2008年9月1日施行）

指定されていないこと（同2号）、債権者が債務者またはその他の者に支配され、権利主張ができない状態にあること（同3号）、その他客観的に権利主張出来ないこと（同4号）は、「その他請求権の行使に支障を生じる事由」に該当し、時効が停止する。

以上のように、2年という時効は極めて短いものであるが、訴訟の方法によらずとも、実体法上の権利行使によって比較的容易に時効中断の効果を得られるので、実務の中で、強制執行申立時効による失権はさほど頻繁に起こらない。

3 開始後の手続の進行

中国法は、強制執行開始の申立てという手続の入り口に処分権主義を採用し、申し立てるかどうかの判断を債権者の処分任に任せた。ただし、いったん開始された強制執行手続は、職権進行主義を採用し、いかなる執行処分を行うかは執行機関の専権である。また、強制執行手続は、債務名義ごとに開始されるので、債務者の全責任財産がその対象である。日本法・ドイツ法のように、債務者の各責任財産ごとに、不動産執行手続・債権執行手続・動産執行手続はそれぞれ独立しない。

執行機関が強制執行開始の申立てを受理してから、以下の手続を遂行することになる。第一に、債務者に対して、履行期間を定めて、当該期間内に債務名義の定める義務を履行するように催促する履行通知を発令する（民事訴訟法第240条）。第二に、債務者が前記履行期間内に債務を履行しない場合に、執行機関は、債務者に対して、履行通知を受領した日までの一年間の財産状況の報告を求める（民事訴訟法第241条）。それに加えて、職権により、債務者の金融資産または不動産等に関する情報を調査する（民事訴訟法第242条）。第三に、債権者が提供する財産情報、債務者が報告した財産情報及び執行機関が職権により発見した財産情報をもって、債務者の財産が特定できる場合に、執行機関は、職権で執行対象財産を選択し、各種財産の種類に応じて、差押え・換価・配当等を行う⁵⁷⁾。

57) 動産、不動産及び債権に対する差押え・換価・配当等の諸手続は、別稿をもって詳述する。

V 不服申立て

一般に、強制執行において、執行機関の執行行為が強制執行に関する手続法規に違背する場合、当該強制執行は違法の評価を受け、違法執行となる。これに対して、強制執行法上は適法であるが、実体法秩序と合致しない強制執行は不当執行という。日本法は、違法執行と不当執行を厳格に区別し、それぞれ異なる不服申立ての方法を用意している。これに対して、中国の強制執行手続における不服申立ては違法執行と不当執行の分化が見られず、未だ発達していないと評価できる。

1 執行異議の前置

現行の民事訴訟法は、「裁判所の執行行為」と「強制執行の目的物」について通常の不服申立てを認めるが、不服申立権者はまず執行裁判所に対して執行異議を申し立てなければならない。中国法は、異議審査前置主義を採用する。第一に、当事者または利害関係者は、裁判所の執行行為に法令の違反があると認識する場合に、書面により執行裁判所に執行異議を申し立てることができる（民事訴訟法第 225 条前段）。第二に、第三者が強制執行の目的物について、書面により執行裁判所に執行異議を申し立てることができる（民事訴訟法第 227 条前段）。但し、「裁判所の執行行為に対する執行異議」と「強制執行の目的物に対する執行異議」の審査対象に関して、民事訴訟法の文言が極めて不明瞭なため、司法解釈が民事訴訟法の具体化を図っている。

まず、民事訴訟法第 225 条の定める「裁判所の執行行為」である。裁判所の執行行為に対する執行異議の審査対象は、法律文言上の「執行行為」にとどまらず、広義に捉えられている⁵⁸⁾。第一に、差押え、換価、執行停止処分⁵⁹⁾、執行終結

58) 「執行行為」の広義の解釈は実務の運用で形成されたが、2015 年執行異議規定により、司法解釈として形式的に認められた。従来の議論について、2015 年執行異議規定の理由書の江必新ほか「『最高人民法院關於人民法院受理執行異議議和復議案件若干問題規定』理解与適用」（人民法院出版社、2015 年）96 頁以下参照。

59) 執行停止は、特定の事由により、その事由が解消するまでに強制執行手続が停止する法的状態である。民事訴訟法第 256 条、1998 年執行規定第 102 条が主な根拠条文である。

処分⁶⁰⁾など、執行機関が執行実施権を行使する際に、手続的法規に違反する行為が含まれる(2015年執行異議規定第7条1項)。第二に、請求異議の訴えが存在しないため、実体法上の抗弁、すなわち、弁済、代物弁済、更改、免除、相殺、詐欺・強迫による法律行為の取消し、解除条件の成就、終期の到来、消滅時効の完成、契約の解除、権利行使の不適法、給付の事後的不能などの権利消滅の抗弁、期限の猶予、留置権、同時履行の抗弁権、停止条件の付加などの権利阻止の抗弁は、裁判所の執行行為に対する執行異議により審理される(2015年執行異議規定第7条2項)。このように、中国法は、違法執行と不当執行の区別をせず、手続的事由及び実体的事由を問わず、裁判所の執行行為に対する執行異議の審理内容は、多様を呈している。

次に、民事訴訟法第227条の定める「強制執行の目的物に対する執行異議」である。強制執行の目的物に対する執行異議の審査対象は、第三者が強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡または引渡しを妨げることのできる実体上の権利を有するかどうかである(2009年執行解釈第15条、2015年執行異議規定第24条)。第三者異議の訴えに類似する⁶¹⁾。

執行異議は、原則として執行裁判所と同じ裁判所に設置される、執行審査権を行使する執行裁決専門部が審理する。執行異議の審理は、法曹資格を有する三人の裁判官からなる合議体によって行われる(2015年執行異議規定第11条1項)。執行実施権の行使に関わったことがある者は、合議体に加えてはいけない(同条3項)。裁判所の内部で執行実施権と執行審査権の分離を徹底し、執行異議の審理の公平性を担保する趣旨である。執行異議を審理する執行裁判所は、執行異議の申立てを受けてから三日以内に、受理または不受理の決定を行わなければならない(2015年執行異議規定第2条1項)。申立権者は、不受理決定の送達を受けてから10日以内に直近の上級裁判所に執行復議を申し立てることができる。(2015年執行異議規定第2条3項)。執行裁判所が執行異議を受理したときは、当該執行異議の書面が届いた日から15日以内に審理を行い、執行異議に理由があるときは執行異議の対象となる執行処分を取り消しまたは変更する決定を、執

60) 執行終結は、特定の事由により、強制執行の遂行が不可能となり、または遂行する必要性がなくなった法的状態である。詳細は、Ⅵ-3 参照。

行異議に理由がないときは執行異議を棄却する決定を、それぞれ出さなければならない（民事訴訟法第 225 条、第 227 条）。

2 執行異議に対する不服

執行異議の申立人または被申立人が執行異議に対して不服がある場合は、再度不服を申し立てることができる。但し、再度の不服申立ては、執行異議の審理対象によって異なる。

まず、民事訴訟法第 225 条の定める「裁判所の執行行為」の執行異議について、再度の不服申立ては、直近の上級裁判所に対する「執行復議」により審理される（民事訴訟法第 225 条後段）。執行復議は、直近の上級裁判所にある執行裁決専門部により審理される。次に、民事訴訟法第 227 条の定める「強制執行の目的物」の執行異議について、再度の不服申立ては、「執行復議」ではなく、執行裁判所のある裁判所の通常民事部に対して、「執行異議の訴え」を提起しなければならない

-
- 61) 第三者が強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡または引渡しを妨げることのできる実体上の権利は、主に以下のものが想定できる。第一に、所有権である。第二に、対抗要件を具備した賃借権である。第三に、物権期待権という中国法特有の優先権である。2002 年に、最高人民法院が「建築工事請負代金優先権に関する回答」を制定し、建築工事における請負人の請負代金請求権を優先権として認めて、抵当権及びその他債権に對抗できる優先的効力を有すると定めた（同 1 条）。但し、請負人の請負代金優先権は、不動産売買契約に基づいて全部または大部分の売買代金を支払った消費者に對抗できない（同 2 条）。不動産登記の有無にかかわらず、不動産売買契約に基づいて全部または大部分の売買代金を支払った消費者が当該不動産の所有権取得に物権期待権を有し、法律がこの物権期待権に他のすべての権利に優先する効力を与えて、特別に保護する趣旨である。中国法は、物権変動について、法律の定める例外を除いて、登記の成立要件主義を採用する（物権法第 9 条 1 項）。しかし、不動産実務では、登記制度の不健全のため、不動産の売買に伴い、直ちに所有権取得登記がなされることが少なく、不動産買受人の消費者が不動産の所有権を取得するまでに一定の時間的間隔が置かれることになっている。売買代金の交付から登記による所有権の取得までに、不動産の所有者が当該不動産に抵当権を設定し、またはその他優先権が生じる場合に、もし不動産買受人である消費者になら優先的効力も有しない登記請求権もしくは不動産の引渡請求権しか認めないと、消費者の法的地位が著しく不安定となり、国民の法制度に対する不信をもたらしかねない。その故に、国家が全部または大部分の売買代金を支払った消費者に最高の優先順位を伴う物権期待権を認めた。さらに、「強制執行の目的物に対する執行異議」は、権利の外観から形式的に審査することにとどまらず、例えば、賃貸契約の真偽、不動産売買契約の真偽、不動産売買代金支払いの具体的なキャッシュフローなど、権利の合法性・真正性を審査する（2015 年執行異議規定第 24 条 2 号、3 号）。

ない（民事訴訟法第227条後段）。執行異議の訴えには、通常の訴訟手続が適用される。

Ⅵ 手続の終了

前述のとおり、中国の強制執行は、債務名義ごとに一個の強制執行手続を開始させ、かつ執行機関が理念的には債務名義の全額を回収する責務を負う。このような構造のもとで、基本的に債務名義における給付請求権の全額回収が実現されない限り、強制執行手続は終了せず、また、司法行政上、当該事件が既済として処理されない。即ち、原則的な手続の終了は、債務名義における給付請求権の全額回収による。但し、二つの例外がある。第一に、執行機関の精力的な財産探索にもかかわらず、債務者の責任財産の不足により、「債務名義における給付請求権の全額回収」に至らない場合である。このときに、「全額回収」を強制執行手続の終了基準とすることは執行機関にとって酷なので、執行機関による財産探索の結果、「強制執行できる財産の不存在」が認められれば、執行機関は同事件をいったん既済として処理し（2015年民訴法解釈第519条1項）、債権者が債務者の財産を見つけ次第、強制執行手続を再開するものとされる（同条2項）。第二に、強制執行の遂行が不可能となり、または遂行する必要性がなくなる場合である。以下は原則及び二つの例外事象を検討する。

1 執行債権の全額回収：「執行完結」

債務名義における給付請求権が全額回収された場合に、執行機関は、「執行完結」として、事件の既済処理を行う（2015年受理既済処理意見第14条1号）。具体的に、（1）強制執行手続の開始後に債務者が任意履行した場合、（2）執行機関が債務者の財産を換価し、その配当により債務名義の全額回収を遂げた場合、さらに、（3）債権者と債務者との間に執行和解が成立し、債務者が執行和解契約の定める義務を完全に履行した場合である（2015年受理既済処理意見第15条1項）。なお、債務名義における給付請求権の全額回収は広義に理解されるべきであり、債務名義当初の券面額の全額回収のほか、執行和解契約に基づいて債務名

義の券面額が調整されたときには、調整後の額に応じた全額回収も含む。

2 債務者の責任財産の客観的な不足：「今回執行の終結」⁶²⁾

債務名義における給付請求権が全額回収されないが、債務者の責任財産が客観的に不足する場合に、執行機関は、「今回執行の終結」として、事件の既済処理を行う（2015年受理既済処理意見第14条2号）。「今回執行の終結」の呼称は、難解である。それを解説すると、「今回」の手続は、債務者の責任財産が足りないため、司法行政上、既済として処理するが、「執行完結」に至らなかったため、債務者の責任財産を見つけ次第、強制執行手続を再開し、「次回」の手続で更なる執行処分を行うことができるというものである⁶³⁾。ここにいう「今回」と「次回」は、司法行政上の事件の個数で、強制執行手続はあくまで一個である。また、「今回執行の終結」の後に債務者財産が見つかった場合に、執行機関は、債権者の申立てまたは職権により、強制執行手続を「回復」する（2015年受理既済処理意見第6条3号、同16条6項）。強制執行手続が一個なので、新しい強制執行開始の申立てを要せず、もとの強制執行手続の「回復」を求めるにすぎない。

「今回執行の終結」が認められる事由は以下のものである。(1) 債務者の責任財産が不十分で、かつ債権者が強制執行手続の「今回執行の終結」を書面で認めること（2015年受理既済処理意見第16条1項1号）、(2) 強制執行手続が債務者の責任財産の不十分により二年以上停止し、執行機関が再度に財産探索を行ったにもかかわらず、新しい責任財産が見つからないこと（同2号）、(3) 債権者が債務者の責任財産に関する手がかりを自ら提供できないことを明言し、かつ執行機関が財産探索の手段を尽くしたにもかかわらず、債務者の責任財産が見つからず、債権者が強制執行手続の「今回執行の終結」を書面で認めること（同3号）、(4) 債務者の責任財産が換価に適さず、つまり、動産につき二回の競売を、不動産またはその他財産権につき三回の競売を試みても売却に至らず、かつ執行

62) 中国語は「終結本次執行」である。

63) 百曉鋒「程序変革視角下的終結本次執行程序制度」華東政法大学学报2015年6号(2015年)30頁以下。

機関が財産探索の手段を尽くしたにもかかわらず、債務者のその他の責任財産が見つからないこと（同4号。但し、競売の対象物による代物弁済を債権者が受け入れる場合を除く）、(5) 執行機関が財産探索の手段を尽くし、かつ債務者の責任財産の欠如または責任財産が強制執行に適しない状況で、債権者と債務者との間で分割弁済が合意されたこと（同5号）、(6) 債権者は、債務者財産の不足により、強制執行手続による債権回収ができなかったが、執行裁判所から経済的救助⁶⁴⁾を受けたこと（同6号）である。

なお、「今回執行の終結」は、決定手続に基づいて、合議体により審理する（2015年受理既済処理意見第16条2項）。「今回執行の終結」の決定は、債務主義における給付請求権の券面額、債権者が弁済を受けた額、弁済を受けていない額、「今回執行の終結」の事由に該当する項目、及び「債務者の責任財産を見つけ次第、強制執行手続の回復を申し立てることができる」の旨の記載を明記したうえ、債権者に送付される（同3項）。また、債権者が「今回執行の終結」を書面で自ら認めた場合（前記事由の（1）と（3）に該当する）を除いて、債権者は、執行異議を申し立てることができる（同4項）。

さらに、司法解釈は、「執行機関が財産探索の手段を尽くした」についても明確な規定を設けた。即ち、「執行機関が財産探索の手段を尽くした」とは、執行機関が以下の「最低調査事項」を行ったことを意味する。具体的に、(1) 債務者が法人または法人格なき社団の場合に、銀行業金融機関における債務者の預金等の情報、不動産登記機関における不動産登記情報、法人登記機関における株式等の登記情報、自動車登記機関における自動車登記情報を調査したこと（2015年受理既済処理意見第16条5項1号）、(2) 債務者が自然人の場合に、債務者の勤務先またはその住居周辺の住民等に対して、債務者の財産状況及び具体的な財産の手がかりについて聞き込みを行ったこと（同2号前段）、(3) 債務者が自然人で、かつ収入が高い者だと認められるときに、法人または法人格なき社団の場合

64) 中国は、人道的な理由により、国家予算のもとで、経済的弱者である刑事事件の被害者、報復を受けた証人、扶養債権等の債権者、交通事故の被害者などに対して、経済的救助を行うことがある。いわゆる「司法救助」制度である。「国家司法救助制度の構築・健全化に関する意見」（中国共産党中央政法委員会・財務省・最高人民法院・最高人民検察院・警察省・司法省、2015年12月7日に合同発布）参照。

に準じて、財産調査を行ったこと（同2号後段）、(4) 最高人民法院が構築した「全国法院インターネット強制執行システム」及び各高級人民法院が構築した強制執行調査システムにおけるすべての項目を調査したこと（同3号）⁶⁵⁾、(5) その他法律・司法解釈が求める項目を調査したこと（同4号）である。

3 強制執行の遂行不可能または遂行の必要性の消滅：「執行終結」

強制執行の遂行が不可能となり、またはそれを遂行する必要性がなくなった場合に、執行機関は、「執行終結」（2015年受理既済処理意見第14条3号）をする。その該当事由は以下のとおりである。即ち、(1) 債権者が強制執行開始の申立てを取り下げたこと（2015年受理既済処理意見第17条1項1号）⁶⁶⁾、(2) 債務名義が取り消されたこと（同2号）、(3) 債務者が死亡し、強制執行の対象となる遺産がなく、かつ義務の承継人がいないこと（同3号）、(4) 扶養債務の債権者が死亡したこと（同4号）、(5) 債務者が自然人で、かつ労働能力を喪失し、その生活の維持が著しく困難なため、債務弁済を求める余地がないこと（同5号）⁶⁷⁾、(6) 債務者が法人で、その法人登記が抹消され、営業許可が監督官庁に取り消され、または営業を停止し、かつ清算すべき財産と義務の承継人が存在しないとき（同6号）、(7) 債務者が倒産手続開始の宣告を受けたこと（同8号）などである。

65) 最高人民法院が構築した「全国法院インターネット強制執行システム」及び各高級人民法院が構築した強制執行調査システムは、裁判所がインターネットを通して各外部機関（行政機関・金融機関など）に分散していた財産情報に一括的にアクセスする情報システムである。その詳細は、近時に公開する別稿に委ねる。

66) 債権者が強制執行開始の申立てを取り下げた後も、債務名義に履行期の記載がある場合にはその日から、履行期の記載がない場合には債務名義となる判決・決定が確定した日からの2年以内に強制執行手続の再開を申立てることができる（2015年民訴法解釈第519条2項、民事訴訟法第239条）。

67) この場合に、債務者に対する強制執行を断念せざるを得ない債権者は、司法救助により国家から金銭的救済を受けることがある。

Ⅶ まとめ

本稿は、中国法の制度的特徴、執行機関、手続の遂行、不服申立てについて紹介した。そのうち、日本法・ドイツ法と較べて、相異点が多く見られる制度的特徴（Ⅱ）、執行機関（Ⅲ）、執行機関による受理の審査（Ⅳ-2）、手続の終了（Ⅵ）の部分に関して詳細な論述を行ったが、逆に共通点が多いと思われる強制執行手続開始後の手続進行（Ⅳ-3）に関する記述を必要最小限に抑えた。また、不服申立て（Ⅴ）について、現行法の構造上、日本法・ドイツ法と著しい相違が見られるが、それは原理原則の相違ではなく、中国法の立法技術の後進性を反映しているに過ぎないので、発展的な記述を抑えた。最後に、強制執行開始の申立て（Ⅳ-1）について、債権者による債務者財産の特定を要せず、いったん開始された手続の中で、執行機関の主導のもとで徐々に債務者の財産状況を解明していくことは、債権者保護の実効性を高める措置として、中国法の評価されるべき一面であるが、近時に別稿を展開するので、本稿と関連が深い部分のみを述べた。